

9. 放射線業務従事者の3年間の関係事業所数及び経過線量 [平成23年度～25年度]

3年間関係 事業所数 線量 (mSv)	1	2	3	4	5	6	7	8以上	計 人 (%)
5以下	70,413	13,589	4,290	1,678	685	296	121	77	91,149 (87.3)
5を超え10以下	2,970	1,306	676	376	159	96	27	16	5,626 (5.4)
10を超え15以下	1,420	644	359	189	106	48	16	9	2,791 (2.7)
15を超え20以下	917	407	224	106	66	31	12	5	1,768 (1.7)
20を超え25以下	548	228	126	57	32	13	5	3	1,012 (1.0)
25を超え30以下	344	157	80	39	19	6	1	1	647 (0.6)
30を超え40以下	596	182	85	33	21	7	3	0	927 (0.9)
40を超え50以下	182	51	31	15	6	0	0	0	285 (0.3)
50を超え60以下	100	23	9	7	1	1	0	0	141 (0.1)
60を超え70以下	56	5	5	3	0	0	0	0	69 (0.1)
70を超え80以下	31	2	0	0	0	0	0	0	33 (0.0)
80を超え90以下	2	0	0	0	0	0	0	0	2 (0.0)
90を超え100以下	0	0	0	0	0	0	0	0	0 (0.0)
100を超える	0	0	0	0	0	0	0	0	0 (0.0)
合計人数	77,579	16,594	5,885	2,503	1,095	498	185	111	104,450
(%)	(74.3)	(15.9)	(5.6)	(2.4)	(1.0)	(0.5)	(0.2)	(0.1)	(100.0)
平均線量 (mSv)	1.9	3.3	4.7	5.4	6.1	5.8	5.4	4.3	2.4

[表の見方]

- 放射線業務従事者の線量限度は、5年間につき100mSv及び1年間につき50mSv。なお、5年間は平成13年4月1日以後5年毎(※)に区分した各期間(※平成13年度～17年度、平成18年度～22年度、平成23年度～27年度・・・)。本表はそのうち平成23年度～25年度の3年間の線量を集計しております。
- 例えば、表における線量5mSvを超え10mSv以下の3年間関係事業所数5「159」という値は、平成23年度から平成25年度の3年間に5ヶ所の事業所で放射線業務を行い、その線量が5mSvを超え10mSv以下であった者が159人であったことを示します。
- 福島第一原子力発電所事故に伴う緊急作業線量は含まれておりません。